

開発許可又は建築許可申請における添付図書  
 公益上必要な建築物（法第34条第1号）

春日井市

図書の種類 ( )内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・市長宛 ・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・施設を必要とする理由（事業概要、該当する事業内容等） ・申請地選定理由（立地条件、当該開発区域周辺に居住している者が利用する見通し等） ・事業に必要な免許等の写し ・法人の場合は、会社の謄本及び定款（目的に注意） ・施設の名称、規模、資金計画、経営者及び従業員数、管理計画等	—	●	●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付（3ヶ月以内のもの） ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし） 次のいずれかを満たしていることを表示 ア市街化調整区域内にある50戸以上の建築物の敷地が55m以内の間隔で連たんしている既存集落内の建築物の敷地から100m以内であること イ申請地を中心とする半径300mの円内の区域で市街化調整区域内に100戸以上の建築物がある土地で、申請地から50m以内に1戸以上の建築物の敷地であること ・住宅：黄色、店舗等：桃色、その他：青色 ・建築物とは建築面積が30㎡以上のものをいい、共同住宅は各住戸を1戸、寮は1棟を1戸とする ・1/2500都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○

土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枦は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枦または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200 以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200 以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界からの距離、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終枦からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50 以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(34-1)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

※他部局に事前照会が必要なもの（社会福祉施設）は事前審査資料2部必要です。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

日常生活に必要な物品の販売等の店舗（法第34条第1号）

春日井市

図書の種類 ( )内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・市長宛 ・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・店舗を必要とする理由（事業概要、営業状況、申請にいたった経緯等） ・申請地選定理由（立地条件、集客の見通し等） ・営業に必要な免許等の写し ・法人の場合は、会社の謄本及び定款（目的に注意）	—	●	●	●
営業計画書 [任意様式]	店舗の名称、規模、営業品目、資金計画、取引先、経営者及び従業員数、管理計画、営業時間等	—	●	●	●
取引先証明	取引品目、取引先の所在、取引先の業者名称等（取引先発行のもの）	—		●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付（3ヶ月以内のもの） ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入 ・同意する権限を有していれば、支店長等も可	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし） 次のいずれかを充たしていることを表示 ア 市街化調整区域内にある50戸以上の建築物の敷地が55m以内の間隔で連たんしている既存集落内の建築物の敷地から50m以内であること イ 申請地を中心とする半径300mの円内の区域で市街化調整区域内に100戸以上の建築物がある土地で、申請地から50m以内に1戸以上の建築物の敷地であること ・住宅：黄色、店舗等：桃色、その他：青色 ・建築物とは建築面積が30㎡以上のものをいい、共同住宅は各住戸を1戸、寮は1棟を1戸とする ・1/2500都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○

土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枦は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枦または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200 以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200 以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界からの距離、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終枦からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50 以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(34-1)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物

(法第34条第2号)

春日井市

図書の種類 ( )内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・市長宛 ・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・施設を必要とする理由（事業概要、密接不可分な加工等の内容、申請にいたった経緯等） ・申請地選定理由（立地条件、集客の見通し等） ・営業に必要な免許等の写し ・法人の場合は、会社の謄本及び定款（目的に注意）	—	●	●	●
営業計画書 [任意様式]	施設の名称、規模、営業品目、資金計画、取引先、経営者及び従業員数、管理計画、営業時間等	—	●	●	●
取引先証明	取引品目、取引先の所在、取引先の業者名称等（取引先発行のもの）	—		●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入 ・同意する権限を有していれば、支店長等も可	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし） ※1/2500 都市計画基本図を使用すること	1/ 2,500	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枦は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枦または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○

土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付（3ヶ月以内のもの） ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界からの距離、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終柵からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(34-2)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

開発許可又は建築許可申請における添付図書  
農林水産物の処理等の施設（法第34条第4号）

春日井市

図書の種類 ( )内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・市長宛 ・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・施設を必要とする理由（事業概要、処理又は加工等の内容及び必要性、申請にいたった経緯等） ・申請地選定理由（立地条件等） ・農業協同組合等の証明の写し ・法人の場合は、会社の謄本及び定款（目的に注意）	—	●	●	●
営業計画書 [任意様式]	施設の名称、規模、営業品目、資金計画、取引先、経営者及び従業員数、管理計画、営業時間等	—	●	●	●
集出荷先証明	品目、集出荷先の所在、集出荷先の業者名称等（集出荷先発行のもの）	—		●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付（3ヶ月以内のもの） ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入 ・同意する権限を有していれば、支店長等も可	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし） ・1/2500 都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枦は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枦または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○

実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界からの距離、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終柵からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(34-4)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。



開発許可又は建築許可申請における添付図書

既存工場と密接な関係を有する事業所（法第34条第7号）

春日井市

図書の種類 ( )内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・市長宛 ・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・施設を必要とする理由（事業概要、密接な関連の内容、申請にいたった経緯等） ・今回の計画の予想効果（改善の効果） ・申請地選定理由（立地条件等） ・操業に必要な免許証等の写し ・会社の謄本及び定款（目的に注意）	—	●	●	●
事業計画書 [任意様式]	・施設の概要（用途・構造・階数・延べ面積） ・事業計画（業種、製造品名、部品製造の場合は納入先、操業時間、予定従業員数等）	—	●	●	●
既存工場の土地・建物の証明書	既存工場が、線引き前から立地、あるいは許可等を受けた経緯を証するもの	—	○	○	○
関係権利者の同意を得たことを証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付（3ヶ月以内のもの） ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
公害防止計画書の写し	環境政策課と協議の整ったことがわかるもの	—		○	○
現況図	図面名称、方位、縮尺、地形、申請地赤枠、従前地桃色枠	1/500以上	○	○	
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、遮光フェンス又は緩衝帯等、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枘は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枘または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/500以上	○	○	○

開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし） ・1/2500 都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は 写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する 場合は不要	—		○	○
排水施設 計画平面図	排水施設の位置・種類・寸法・勾配・流下方向、排水先の名 称、	1/500 以上	○	○	○
給水施設 計画平面図	給水施設の位置・種類・寸法、消火栓・防火水槽の位置	1/500 以上		○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地 盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/500 以上		○	
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の 前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200 以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、主要寸法、各室の用途 ・機械等の配置、作業の流れがわかるもの ・附属建築物を含む	1/200 以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界からの距離、予定建築物の 平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200 以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終枿からの構造等）、擁壁、CB、 地先境界ブロック等	1/50 以上		○	○
既存工場配置図	敷地、建物、間取り等申請者との関連がわかるもの	1/500 以上	○	○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(34-7)

※公共施設の変更がある場合には、公共施設一覧表、32条協議書、新旧対照表添付

※1ha以上の場合は資金計画書、資力信用に関する申告書、工事施行者能力申告書、設計者資格申請書、防  
災工事平面図、流量計算書等添付

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行  
なった記録を提出してください。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

沿道サービスのドライブイン・コンビニエンスストア（法第34条第9号）

春日井市

図書の種類 ( )内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 〔任意様式〕	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 〔任意様式〕	・市長宛 ・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名	—		●	●
理由書 〔任意様式〕 及び 裏付け資料	・施設を必要とする理由（事業概要、現在の職業、住居、開業に至る経過、該当する事業内容等） ・申請地選定理由（立地条件、沿道の利用者が利用する見通し等） ・事業に必要な免許等の写し ・法人の場合は、会社の謄本及び定款（目的に注意）	—	●	●	●
営業計画書	店舗の名称、規模、営業品目、資金計画、取引先、経営者及び従業員数、管理計画、開業予定時期、営業時間等	—	●	●	●
取引先証明	取引品目、土地の所在・地番、店舗名称等 ・取引先発行のもの	—		●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付（3ヶ月以内のもの） ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし） ・1/2500 都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枥は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枥または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200 以上		○	

実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界からの距離、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終柵からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(34-9DI)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

開発許可又は建築許可申請における添付図書

沿道サービスのガソリンスタンド（法第34条第9号）

春日井市

図書の種類 ( )内は建築許可	明示すべき事項	縮尺	事前	開発	建築
設計説明書	様式はホームページ「都市計画法申請書一覧」より	—		●	
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	—		●	●
誓約書 [任意様式]	・市長宛 ・土地の地名地番、地目、面積、予定建築物の用途 ・「転売・賃貸・用途変更しない」旨の内容 ・記名	—		●	●
理由書 [任意様式] 及び 裏付け資料	・店舗を必要とする理由（現在の職業・営業状況、申請にいたる経緯等） ・申請地選定理由（立地条件、営業の見通し等） ・営業に必要な免許等の写し ・法人の場合は、会社の謄本及び定款（目的に注意）	—	●	●	●
営業計画書	店舗の名称、規模、営業品目、資金計画、取引先、経営者及び従業員数、管理計画、開業予定時期、営業時間等	—	●	●	●
取引先証明	取引品目、土地の所在・地番、店舗名称等 ・取引先発行のもの	—		●	●
土地登記簿謄本 <全部事項証明書>	・取得が3ヶ月以内のもの	—	○	○	○
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・申請地の隣接地についても添付（3ヶ月以内のもの） ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—	○	○	○
関係権利者の 同意を得たこと を証する書類	様式はHPより ・開発許可の場合は登記してある全ての権利者のもの、建築許可の場合は乙区の権利の同意は不要 ・面積欄は、登記面積を記入	—		●	●
開発区域位置図 (付近見取図)	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし） ・1/2500 都市計画基本図を使用すること ・排水先の河川への経路（緑色）と放流先の河川名記入	1/ 2,500	○	○	○
造成計画断面図	図面名称、縮尺、切土（茶色）・盛土（緑色）をする前後の地盤面、擁壁・法面等の位置・構造、隣地の地盤高	1/200 以上		○	
土地利用計画図 (敷地現況図) 及び 造成計画平面図	図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、法面保護方法、許可・占用等の日付・番号・位置（占用・承認工事等が必要な場合は許可書の写しを添付）、給排水施設の位置・種類・寸法・流下方向、排水先の名称、浄化槽の人槽、駐車場、看板、縦横断線の位置と記号、隣地との高低差等、雨水の流下方向、雨水枦は格子蓋 ・切土は茶色、盛土は緑色で着色する ・造成等によって隣地に影響を与える場合は、所有者等の承諾を得ること、なお、その旨の記事を明示 ・排水管の折れ点・ドロップ部には枦または点検口設置 ※別に造成計画平面図及び給排水計画平面図を添付する場合は明示する内容を分けることができる	1/200 以上	○	○	○

実測図	図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名） ※登記面積と現況の差異がない場合で、登記面積で申請する場合は不要	—		○	○
擁壁の展開図	図面名称、縮尺、擁壁の種類、水抜穴・目地の配置、擁壁の前後の地盤面（見付高さ）、寸法、コーナー補強位置	1/200以上		○	
予定建築物 平面図	図面名称、縮尺、面積表、寸法、各室の用途 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上	○	○	○
予定建築物 立面図	図面名称、縮尺、主要寸法、境界からの距離、予定建築物の平均地盤面からの高さ ※2面以上 ※自転車置場、物置等の附属建築物を含む	1/200以上		○	○
各種構造図	図面名称、縮尺、排水施設（最終柵からの構造等）、擁壁、CB、地先境界ブロック等	1/50以上		○	○

●は、A4サイズを使用してください。

(34-9GS)

※各図面共作成者が記名を行うこと

※（ ）内の図面名称は建築許可の場合の図面名称です。

※排水先が水路の場合、および明知町・坂下町・玉野町・大泉寺町の区域内は地元区・管理者との協議を行った記録を提出してください。

※他法令による許可証等の写し添付

※事前審査は許可見込があるかどうかのみの審査です。事前審査に添付する書類は写しで可。

## 適用除外申請

春日井市

都市計画法第29条第1項いずれかの号に適合しており、都市計画制限が適用除外されるための申請

申請書書式は建築指導課窓口にて配布

提出部数：1部

## ＜適用除外申請における添付図書＞

図書の種類 ( )内は建築許可	備考、明示すべき事項	縮尺
委任状 [任意様式]	・土地の地名地番、委任する事項、資格者番号（業務として委任した場合に必要）	
土地登記簿謄本 〈全部事項証明書〉	・取得が3ヶ月以内のもの	—
土地公図	・縮尺、方位、申請地赤枠 ・取得が3ヶ月以内のもの ・複数枚にわたる場合は接合点を明示	—
位置図	・図面名称、方位、縮尺、申請地（赤色塗りつぶし）、1/2500都市計画基本図を使用すること ※農業従事者の場合は耕作地位置図及び農地の写真	1/ 2,500
実測図	・申請地に一筆の土地の一部が含まれる場合必要 ・図面名称、縮尺、資格者記名（地籍測量図を添付する場合は写した年月日、写した者の記名）	—
配置図	・図面名称、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地の境界名称・寸法、境界杭の種別、道路の種類・幅員、予定建築物の位置・用途・形状、法面・擁壁等の位置・種類・寸法、隣地との高低差等、縦横断線の位置と記号、浄化槽の人槽、雨水の流下方向、雨水桝は格子蓋、駐車場	1/200 以上
農家基本台帳	・農業従事者の場合必要（従事日数60日以上、耕作面積1000m <sup>2</sup> 以上、年間における自ら生産する農業生産物の総販売額が15万円以上である個人及び農地所有適格法人）	
許可通知書	・仮設事務所の場合必要	
平面図	・図面名称、縮尺、面積表、求積図、寸法、各室の用途 ※農業従事者の場合は倉庫内配置図耕作地位置図	1/200 以上
立面図	・図面名称、縮尺、境界線とその種別、境界線から壁芯までの距離（最小値及び最大値）、予定建築物の平均地盤面からの高さ	1/200 以上

※各図面共作成者が記名を行うこと

※他法令による許可証等の写し添付